

審議会等会議録

審議会等の名称	令和7年度第1回山口市再犯防止推進協議会
開催日時	令和7年8月6日(水曜日)10:00~11:30
開催場所	山口市役所本庁舎(山口総合支所)3階 会議室306
公開・部分公開の区分	公開
出席者	秋田委員、大石委員、西澤委員、藏田委員、高津委員、山田委員、佐藤委員、田鍋委員、西山委員、神田委員、末岡委員、矢壁委員、白石委員、篠原栄委員、篠原秀委員、原田茂委員、木橋委員、松村委員、原田純委員、田中委員(代理)
欠席者	江良委員
事務局	【市健康福祉部】 堀部長 【地域福祉課】 周山課長、山下主幹、野村主任主事
議題	1 開式行事 (1) あいさつ (2) 委員紹介 (3) 会長の選出 2 報告及び議事 (1) 報告1再犯防止の推進について (2) 報告2令和6年度の取組 (3) 議事1令和7年度の取組(案)について 3 再犯防止に関する取組事例 (1) 山口刑務所 矯正処遇調整官 大石 哲也 (2) 山口県就労支援事業者機構 理事 篠原 秀樹
内容	次第に基づき、次のとおり進められた。  1 開式行事 (1) あいさつ 堀健康福祉部長 挨拶  (2) 委員紹介 席次表と委員名簿をもって紹介に代える  (3) 会長の選出 山口市再犯防止推進協議会設置要綱第3条第3項(委員の互選) 事務局一任とされたため、事務局より「山口保護区保護司会 会長」である白石委員を推薦。委員一同承諾。  【白石会長】 それでは、議事を進行します。 まず、「報告1再犯防止の取組について」並びに「報告2令和6年度の取組」について、事務局から一括して説明をお願いします。

## 2 報告及び議事

(1)報告1再犯防止の取組について

(2)報告2令和6年度の取組

### 【事務局】

今回、4月1日の人事異動等によって、委員さんが交代されていらっしゃる方もいらっしゃいますので、これまで山口市が取り組んできております、再犯防止に向けた取組の概要をご説明させていただきます。

それではまず、スライド1ページの山口市再犯防止推進計画について説明させていただきます。本計画は、刑余者に特化したものではなく、生活困窮者など、困りごとを抱えている方の支援として策定しているものになります。

まず、策定の経緯につきまして、国においては、刑法犯の検挙者数が、年々減少傾向にはあるのですが、検挙人員に占める再犯者の比率というのは、50%に及ぶ中で、国は再犯の防止をすることが喫緊の課題ということを踏まえて、平成28年12月に、再犯の防止等の推進に関する法律が施行されました。

これを受けまして、山口県においては、平成31年3月に山口県再犯防止推進計画を策定され、本市におきましても計画を策定すべく、平成31年4月に山口市再犯防止推進計画策定委員会を設置したところでした。それから協議を進めまして、令和2年の3月に山口市再犯防止推進計画を策定し、令和3年7月に山口市再犯防止推進協議会を設置して以降、毎年1回協議会を開催してまいりました。

平成29年に策定された国の第1期の再犯防止推進計画の期間が終了し、令和5年3月に第二次再犯防止推進計画が閣議決定されました。

また、令和6年3月に第二次山口県再犯防止推進計画が策定され、本市におきましても昨年12月に第二次計画策定のための推進協議会を開催し、今年3月に第二次計画を策定いたしました。委員の皆様方におかれましては、計画策定にご協力をいただきありがとうございました。

続きまして、スライド2ページ、計画の概要についてです。

先ほど申し上げましたように、刑法犯の認知件数が減少傾向にある一方、検挙人員に占める再犯率が約50%に及ぶなど、安心安全に暮らせる地域社会の実現に向け、再犯をどのように防ぐかが、重要な課題となっております。

こうしたことから、本市では犯罪をした人等の立ち直りを支援することにより、あらゆる人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、市民が犯罪による被害を受けない安全・安心なまちづくりに関係機関や地域住民等が一体となって取り組む本計画を策定したところでした。

計画の位置づけにつきましては、再犯防止推進法の第8条に基づく地方再犯防止推進計画として、計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年としております。

続きまして、スライド3ページ、再犯防止をとりまく状況についてです。こちらのスライドとスライド4ページは刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率の全国と山口市の比較となります。刑法犯検挙者数と再犯者数は減少傾向にありまして、再犯者率も、令和5年は全国・市ともに50%を切っております。

続いてスライド5ページと6ページ、こちらは全国と山口県の新受刑者中の再入者数及び再入者率の推移です。こちらも令和5年は令和4年と比較して再入者数・再入者率ともに減少しております。

続いてスライド7ページ、山口刑務所の受刑者数及び再入率の推移です。受刑者数は年によってばらつきがあり、再入率に関しては、令和5年は令和4年と比較して3.7%ほど上昇しております。

続いてスライド8ページ、こちらは昨年の推進協議会でご意見をいただき、山口警察署よりご提供いただいた山口市内刑法犯検挙者中の再犯者の年代別のデータとなっております。参考にご覧ください。

続きまして、スライド9ページ、取組の推進についてです。

基本的な考え方としまして、犯罪をした人の多くが、再び犯罪をしてしまう理由として、仕事や住居がない、高齢や障害等による地域社会での孤立といったことが挙げられます。山口市再犯防止推進計画では、取組内容を具体的かつ実効性のあるものとなるように努め、また関係機関と連携を図ることで、犯罪をした人等の特性、及び地域の実情に応じた相談、支援体制の構築に取り組むこととしております。

それから、取組の重点項目として、犯罪をした人等の立ち直りを支援し、誰もが安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に向けて①「就労支援」、②「居住支援」をはじめとした6つの取組を重点的に推進しているところです。

続きまして、スライド10ページ、計画の推進です。

計画の普及・啓発に向け、本計画では、第二次山口市総合計画に掲げる政策目標や取組と連携させながら進めていくこととしておりまして、具体的な取組に係る事務事業の評価、検証等を行うことで、本計画策定の趣旨、それから取組の内容等に関する効果、影響を深め、市民理解の醸成へとつなげていくこととしております。

そのための山口市再犯防止推進協議会による評価等ということで、再犯防止に向けた取組を推進し、取組に対する評価・検証を行うために、関係団体や専門家の方等による、山口市再犯防止推進協議会を設置しまして、本計画の効果的な推進を図っていくこととしております。

続きまして、スライド11ページ、成果指標です。

第二次計画では、新たに刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させるという成果指標を設定いたしました。令和5年の92人を基準値とし、第二次計画の終了時点で20%減の74人を目標としております。

次のスライド12ページからは報告2令和6年度の取組について説明させていただきます。

令和6年度は、各団体による市計画の重点項目(①～⑥)に記載の取組の実施のほか、第二次計画策定に伴う協議会を12月に開催いたしました。

スライド13ページからは、実施した取組内容を掲載しております。

「就労支援」の観点におきましては、

- 生活困窮者自立相談支援事業の利用促進
  - 障がい者への就労支援
  - 関係機関との情報共有
  - 協力雇用主の増強
  - 公共調達等における優遇制度の検討
- を行っております。

次のスライド14ページの写真は、生活困窮者自立相談支援事業の利用促進として、出所した人の中には、所持金がわずかな生活困窮者が少なくないことから、本市が生活困窮者自立相談支援事業を委託している、山口県労働者福祉協議会が運営する、「パーソナル・サポートセンターやまぐち」の利用を促進し、就労による早期自立を図っております。

また、その次のスライド15ページは、障がい者への就労支援として、「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」との連携により、障がいがあることで一般就労に向けた支援が必要な人については、企業見学や実習・訓練等の就労

準備を行うとともに、一般就労が困難な人については、福祉サービス利用のために必要な関係機関との調整を行っております。

次のスライド16ページ、重点項目2つ目の「居住支援」の観点におきましては、

- 更生保護施設における支援等
- 居住支援事業の活用
- 住居確保給付金の支給
- 自立準備ホームにおける支援
- 民間賃貸住宅への入居支援
- 市営住宅への入居条件緩和等の検討を行っております。

次のスライド17ページ、更生保護施設における支援等として、更生保護施設山口更生保護会(通称・ひまわり寮)の取組の一つとして、犯罪をした人等のうち、身寄りの無い人、又は身寄りがあっても引き受けてもらえない人等に対し、山口保護観察所等の関係機関と連携した支援を行っております。

また、自立準備ホームにおける支援等として、自立準備ホーム「なでしこ女子寮」において、帰住先が決まらず行き場の無い女性出所者に対し、山口保護観察所等の関係機関と連携した支援を行っております。

「なでしこ女子寮」からの自立に関しては、安定した地域生活を送ることができるよう、済生会山口地域ケアセンターとの連携により、必要に応じて関係機関等へ情報提供を行っております。

次のスライド18ページ、重点項目3つ目の「生活支援」の観点におきましては、

- 生活相談の充実
- 福祉サービスの利用支援
- 薬物依存者等への支援を行っております。

スライド内に記載はありませんが、薬物依存者等への支援として、本日ご出席の篠原栄二委員が携わっておられる山口DARCが相談機関として支援にあたっております。

また、後ほど「関係機関・団体等とのネットワーク構築」でも紹介いたしますが、市内全域に設置しております「やまぐちまちの福祉相談室(通称:ふくまる相談室)」におきまして、福祉的支援といたしまして、必要な人に必要なサービスが提供できるよう支援にあっております。

次のスライド19ページ、重点項目4つ目の「学校等と連携した修学支援等」の観点におきましては、

- 非行の未然防止
- 修学支援の充実
- 非行のある少年等への支援
- 児童虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)等の防止を行っております。

スライド20ページには、非行の未然防止として、秋穂中学校の文化祭での劇や落語による啓発、湯田パトロールの取組を掲載しております。

次のスライド21ページ、重点項目6つ目の「関係機関・団体等とのネットワーク構築」の観点におきましては、

- 山口圏域生活支援協議会の充実

- 生活困窮者支援調整会議の活用
  - 既存の会議体とのネットワーク構築
  - 保護司の確保への支援
- を行っています。

次のスライド22ページ、こちらの「山口圏域生活支援協議会」は、山口県済生会を中心に、山口刑務所等の国関係機関、関係団体等により組織され、犯罪をした人等の社会復帰への支援に関するケース検討や情報の共有等を行う協議会でございます。本計画に掲げる取組の推進に関する意見交換等を行っております。

また、次のスライド23ページには、先ほど「生活支援」でも簡単に説明いたしましたが、「やまぐちまちの福祉相談室(通称:ふくまる相談室)の説明になります。こちらは本市が推進しております包括的な支援体制の一環として【高齢】【障がい】【子ども】【生活困窮】などのお困りごとに、専門の相談員がさまざまな関係機関と連携して、解決に向けてお手伝いをする相談窓口でございます。矯正施設を出所された方などの相談も受け付けております。

令和6年度の相談件数は約1,800件、訪問件数は約420件で、主な相談内容は「病気・健康・こころ」「収入・生活費」「住まいについて」などとなっております。

次のスライド24ページ、重点項目6つ目の「広報・啓発」の観点におきましては、

- 社会を明るくする運動の推進
  - シンポジウム、講演会等の開催
  - 市報、市ウェブサイト等による広報
  - 矯正展等への協力
  - 広域的な活動の検討
- といったことに取り組んでおります。

中でもスライド25ページ、社会を明るくする運動の推進におきましては、関係機関や団体、地域住民相互が連帯を強め、地域の犯罪や非行を抑止する力を取り戻すために、より地域に根ざした、誰もが幅広く参加できる「地域との連帯」、「協働した活動の推進」に取組み、犯罪や非行のない地域社会をつくるための効果的な活動を活発に展開するとともに、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの立ち直りを支えていくため、7月を強調月間とする社会を明るくする運動を推進しております。令和6年度は大雨の影響により、啓発パレードは中止となりましたが、今年7月には委員の皆様をはじめ、多くの方に啓発パレードにご参加いただきました。

また、更生保護団体等の活動を支援し、地域住民による更生保護活動への参画意識を高めるため、募金を呼びかけるとともに、啓発チラシを全戸に配布しております。集まった募金は山口保護区保護司会や山口更生保護会などの各種団体に配分し、活用していただいております。

以上で、**報告1**再犯防止の推進について**報告2**令和6年度の取組についての説明を終わらせていただきます。

【白石会長】

ご意見やご質問はありませんか。

【山田委員】

弁護士の山田です。データの確認なのですが、罪名別というか、再犯者率に

<p>(3)令和7年度の取組(案)について</p>	<p>何が多いかというデータがないのか、これで見たら、おそらく窃盗、覚せい剤くらいかなと思うのですが、そういうデータはありませんか？</p>
	<p><b>【事務局】</b>  罪名別に関しては、警察署の方からはいただいておりますので、もしよろしければ、こちらで確認をさせていただいて、また次回にでも、ご提供させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
	<p><b>【山田委員】</b>  はい。あともう一点、データとして、再犯者率のうちの、原因調査みたいなのは追跡していないのですかね。例えばですね、貧困が原因であったのか、覚せい剤とか窃盗だと依存傾向の方が多いと思うのですが、そういうので、どの要因が再犯につながるのか、追跡調査があれば、対策を打つときに役に立つかなとは思いますが、そういうのは？</p>
	<p><b>【事務局】</b>  そこまでのデータの追跡というのは、現状ではできておりません。</p>
	<p><b>【山田委員】</b>  あと、もう一点ですが、前回は指摘したのですが、効果測定です、山口市で検挙された人の再犯者率、効果測定をするということなのですが、これで見ると、要するに山口市が行った対策の効果があるかどうかという効果測定なのですが、山口で検挙された人が必ずしも山口で対策を受けたか、そのまま山口で検挙されているかというところがよくわからない状態になっているので、そこはやっぱり技術的に困難なのですかね。測定したいのは、山口市内で罪を犯した方が、その対策を経たけれど、また再犯した人がどのくらいいるかというところを測定したいということなのですが、技術的にどうしても困難なら難しいのですが、そこはやっぱりできない？</p>
	<p><b>【事務局】</b>  そうですね。こちらいただけるものが山口警察署と南警察署の方の検挙されたものというところで、それ以外のところが入手できない状況ですので、これですらやっぱりやっていくしかないかなというところなんです。</p>
<p><b>【白石会長】</b>  ありがとうございます。今の山田委員のご質問の中で、罪種的にはですね、自転車盗を含む窃盗ですね、これが一番罪種的には多いと伺っています。それと、警察の方は、発生地ということでの管轄になっておりますので、例えば、他の市の者がここに来て、例えばゆめタウンで万引きをしたと、その場合、発生地の件数となることから、その者が再犯であったかどうか、そういうことの統計ぐらいしか取っていないというふうに聞いております。そのあたりまた、必要であれば、警察の方からいただける情報があれば、そのあたりも紹介していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。</p>	
<p>それでは、続いて「議事1令和7年度の取組(案)について」、事務局から説明をお願いします。</p>	
<p><b>【事務局】</b>  それでは、資料5のスライド26ページをご覧くださいまして、議事1の令和7年</p>	

度の取組(案)についてです。

まず1番の重点項目に記載の取組の実施ということで、これは先ほどの9ページにも記載しております、第二次計画の6つの重点項目、①から⑥になります。第一次計画の5年間で踏まえ、第二次計画において設定した各重点項目に応じた各種取組を行っていくという取組案です。

続いて28ページ、市の媒体を用いた広報についてです。

第一次計画の5年間で終え、市では計画の推進に向け、さらなる「広報・啓発」に取り組んでいく必要があると考えております。

今年5月に市役所本庁舎が新しくなり、1階と2階にデジタルサイネージが設置されました。こちらのデジタルサイネージに、7月の1か月間、社会を明るくする運動のポスターと再犯防止啓発月間をお知らせする法務省のポスターを投影いたしました。こちらのデジタルサイネージに関しましては、山口刑務所で開催される矯正展など、イベントの告知等にご利用いただけますので、何か投影したいものがございましたら遠慮なくご相談ください。

また、今年4月に市のホームページに新たに再犯防止の推進について説明するページを作成いたしました。印刷したものを資料6として配布しております。こちらの掲載内容につきまして、もっとこのような情報を掲載してはなど、ご意見をお伺いできればと思います。

最後に、29ページの罪に問われた社会的包摂を考える特別講演会への協力についての説明をさせていただきます。資料7と合わせてご覧ください。

こちらは、仮称、罪に問われた社会的包摂を考える特別講演会実行委員会より来年2月7日(土)にKDDI維新ホールで開催を予定している講演会について情報提供があったものです。

児童精神科医として医療少年院での勤務経験をもとにした書籍「ケーキの切れない非行少年たち」の著者である宮口幸治氏を招き、発達上の課題等を抱えた非行少年やそのような課題の存在を社会から見過ごされて成人になった人に対する適切な関わり方を学ぶとともに、宮口氏が提唱されている「コグトレ」を実際の少年付添人活動において実践した例を紹介される予定となっております。

実行委員会より市への協力要請のご相談があり、市再犯防止推進計画において、重点項目「学校等と連携した修学支援等」で非行の未然防止を掲げており、また、ふくまる相談室において、ひきこもりなど様々な課題を抱える子どもたちの支援にあたっていることあることから、市として、また市教育委員会、この市再犯防止推進協議会としても合わせて本講演会に協力ができればと考えております。

本年度の取組(案)につきまして、以上のとおりご提案させていただきます。

【白石会長】

委員の皆様からご質問やご意見等はございませんか。

<質問・意見なし>

それでは、「議事1令和7年度の取組(案)について」は、事務局案のとおりとしてよろしいでしょうか。

<異議なし>

それでは、本日の全ての報告及び議事を終了させていただきます。

3 再犯防止に関する取組事例  
(1)山口刑務所  
矯正処遇調整官  
大石 哲也

皆様、ご協力ありがとうございました。  
それでは、進行を事務局にお返しします。

【事務局】

白石会長、どうもありがとうございました。  
次に、次第3でございませう。

本協議会は、複数の関係団体で構成しておりますが、それぞれの団体の再犯防止に向けた取組について、相互間で知る機会が少ない現状となっております。また、本協議会の設置目的であるネットワークの構築を図る上において、各団体の取組を把握することは、非常に重要であると認識しておりますことから、本日は、山口刑務所及び山口県就労支援事業者機構における再犯防止に向けた取組として、関係機関との連携による支援や就労支援等について、ご講話をいただきたいと思ひます。

まず、山口刑務所 矯正処遇調整官の大石哲也委員に再犯防止に関する取組事例のご講話をいただきます。

【大石委員】

山口刑務所の矯正処遇調整官をしております大石と申します。本日は山口刑務所の取組状況について、4つほど、取組のお話をさせていただきますと思ひます。よろしくお願ひいたします。

山口刑務所矯正処遇調整官ということで、この役職につきましては、この令和7年7月1日から新設されたものです、これについては、ペーパーがあります。そちらを見ていただきながら、お願ひいたします。

調整官は7月1日から新設されたものです。これはなぜかという、ご存知のとおり、令和7年6月1日から拘禁刑の方が施行されたということになりますので、これに合わせて、様々なものが変更となり、組織改革ということとなっております。その中で、変わったところでは、今日のところは再犯防止推進協議会になりますので、その中で、再犯防止に特化したものについて、変わったところ、または、従前から変わらないもの、発展させたもの、ということでお話をさせていただきます。

まず、拘禁刑について、6月1日に施行されました。この目的については、国の施策であります刑務所の役割として、再犯防止の低減ということで、二度と刑務所に戻ってこない、今、刑の執行は、刑無きに期すということで、刑は次の刑がないようにするためのものということになりますので、それを実施しております。ただ、従来の矯正行政でありますと、どちらかという、まずは就労の確保、出所後はいろいろな特性を持った人が就労をしておりますので、そうした人を安定した共同生活、こういったものが土台にないと、いろいろな働きかけができないのだという考えのもと、まずは就労ということで重きを置いておりました。ただ、それだけでは難しい、再犯防止につながらない、よくいわれる懲らしめも効果はありますが、それだけでは十分ではないというところに力点を置きまして、従来からも行っております、ケアですね、受刑者の特性に応じた各種処遇、働きかけを行っていきましょうということで、拡充をしております。

その中で、まず、新しい取組ということで、赤字で書かせていただいております拘禁刑による新たな取組ということで、新たな刑務作業の実施ということで、刑務作業というのは、従来から刑務所の方では、刑法に所定の作業をさせるものということが規定されておりましたが、これが改正されました。目的として、義務的な形でやらせていた、実施をしていたということになります。

これを拘禁刑施行後は、改善更生を図る手段ということで、先ほどお話にもありましたとおり、再犯防止については、居場所と仕事ということで、この居場所



学科で司法福祉を専攻されている水藤先生とお話をさせていただいております。福祉的なところ、社会福祉の受験項目の中にも、司法福祉が19科目の必須科目の一つとしてありますので、そういった部分で、学生さんにとっても、刑務所を見てもらうことは、非常に、有益になっているということ。あともう一つは、刑務所というのは、生活という意味では、例えば老人施設とか、障がい者施設と一緒に共同生活を営んでいる、そこで、生じる問題点とか生じているので、そういうところも、共有できたらなということで、今やっています。以上がまず1番目の刑務作業の実施というところになります。

2番目の就労支援、緑色で拘禁刑以前からの継続的な取組となっております。これは今日もご出席させていただいております、ハローワーク様とか、更生保護の関係者の方々にご協力いただきまして、受刑者の雇用を協力雇用主さんのご紹介とかそういった形で就労支援をしていただいております。あと、在所中に就労活動をして、内定までもらって出ていく、ということが、再犯率の低下に非常につながるという意味で、最初が1番困難が生じる場所でもありますので、居場所の出番で、居場所も就労が決まれば、だいたい決まることがほとんどです。どちらかが欠けた状態では出るのはなく、両方がそろった状態が出ていくことを目指しております。その中で、さらに進めるという形で、①ですね、実際の企業さんに来ていただいて、所長さんとか、働いている方に、講話をいただいているという写真がありますが、ここでは、非常に良いこともあれば、悪いことも実際に話をさせていただいて厳しいのだよと、今のうちにこういう準備をしないとだめなのだよということを生の声で言っていたらと、現在の情報を伝えるということもさせていただいております。あと、2番目がですね、聞くだけではなくて、実際にいろいろな質問をしたりとか、もっと個別に企業さんにアプローチをしたいということもありますので、企業さんに来ていただいて、真ん中の写真もそうなのですが、話されている方は企業さんですが、就職のブースと同じような形で、各企業さんに企業説明をしていただくというようなことをしております。3番目が今やっていることなのですが、受刑者というのは、非常に自分が入った理由というのをあまり話したくないというのが、特性としてありますので、特に就労において、自分がこういった行動を簡単に言うと自分はこういう犯罪を犯しました、窃盗しましたと、窃盗した自分でも雇ってくれますかという、自分のことをカミングアウトして大丈夫ですかというのを、集団の中でなかなかしにくい、受刑集団の中でもやはり隣の人が気になるという声がありましたので、ちょっと時間はかかったり、手間はかかったりしますが、企業さんにも1対1で面接させていただいて、こういう形式をとらせてもらって、自分はこういう犯罪をこういうふうになっていますと、こういう気持ちですと、就労したいのですと、働いても大丈夫ですかということ、自分で言わせるということ、やらせております。その中で、就労をこういうふうにして、在所中に決めて出て行ってもらうという取組を、今、就労支援の方でやっています。

3番目、集団編成の見直しということで、拘禁刑前の初犯ですが、反社傾向に進んでいない人ですね、累犯でもない、暴力団、こういった反社会勢力、こういった関係者ではない人を、集団に集めて、変えていこうというのをやっています。山口市、山口県の中で、裁判を受けた人が、ここに集まる人もいますが、反対に累犯である人であれば、その後は、広島刑務所とか、よその刑務所に行く人もいます。反対に、今の山口刑務所の属性に合っている人であれば、他県からも来るという形をとっております。ですので、そういうふうな指標がありました。これまでは、その指標が2つしかありませんでした。今までは、累犯であるか、反社会勢力であるかどうかということ、AかBかということで、変えておりましたが、それでは、やはり特にBの方ですね、名古屋刑務所の方で、そういう事案がありまして、これの問題点の一つとして、反社会的勢力の人と累犯の受刑者、

暴力団ではないのに何度も刑務所に来てしまうと、この人たちは一緒に指標にして、一緒に処遇をすることはどうなのかと、この中から問題が発生してしまったということが指摘としてありましたので、もっと細分化しました。例えば、24個ありますが、この中でも、例えば高齢、障がい、障がいも精神障がいとか、知的障がいとか、いろいろあります。あと依存症の有無というところ、こういったものを分けました。これを一つの刑務所でやると、業務の負担が非常に大きくなりますので、これをさらに各刑務所の方に振り分けて、全国の刑務所に振り分けてということで、山口刑務所の方では、先ほど言った、高齢福祉課程というのと、福祉的支援課程というので、精神上の疾患と障がいのある方を対象としたものを指導するということになっています。ですので、精神的障がいと疾病がありますので、知的障がい、発達障がいは別の指標になりますので、これは別の刑務所で担当するのだということになっております。その中で多いのが、高齢受刑者が非常に多い状況にあります。写真にもありますが、この中で今始めているのが、看護師さんと、口腔機能の低下ということで、咀嚼機能がどんどん低下していったりとか、そういったことで、心身がどんどん弱っていくという状況もありますので、これは社会的にもありますので、口腔体操をするということや、8時間就業を70歳以上の方にするのはどうかというのがありますので、出来るだけ短縮できるところは短縮して、負担を少なくするというようにしています。あとは、歩行の介助ということで、出来るだけ歩く。歩かないとなると、非常にこれは昔からもそうですが、歩行機能が、身体機能が低下していくので、できるだけ歩いてもらうようにしています。プラス、ここには載っていませんが、順々に始めていますのは、作業療法士さんの手法を取り入れてやっていこうということで考えており、そういったものを、協力施設の方で体験する、そういったことを勉強することによって、どうやったら高齢受刑者の心身の機能を維持できるのかということをやっております。集団編成の見直しということですが。

4番目、拘禁刑以前からの継続的な取組です。支援ということで、先ほど、高齢の受刑者の方とか、障がいのあります方ですと、やはり割合的には、そのまま就労というのは難しい、困難が生じる場合が非常にありますので、その場合、特別調整というのがありますので、高齢、または障がいを有するものであって、社会に復帰するための支援が必要か、あと本人さんが希望をすると、対象者の選定をして保護観察所さんに通知をさせていただいて、あとは、地域の必要な福祉支援につなげていくということをやっています。これについては、他県にもつなぐということを特別調整ということで、従前からやっています。加えて、これも従前からやっていますが、調整には至らないですが、各種手帳を持っていない人、そういった制度を知らないという人も非常に多いです。ですので、可能性のある人については、各種、在所中に手帳の取得の申請、あと、障がい支援区分の申請、あと医療介護の認定の申請、成年後見人制度、認知症が進んでいる人もおられますので、そういうことの申請をしております。写真については、灰色の車いすに乗った方がその当時の受刑者です。受刑者は、在所中に刑が終了した後、老人福祉施設に入るということで、見学に行くということをやっています。そういうことによって、出来るだけミスマッチがないようにしているということになります。

最後、その他ですが、これは宣伝になりますが、刑務所の方で、こういった、私がお話をさせていただいたことも含めて、やはりどちらかというと、オープンかクローズかということ、クローズの方の組織になります。ただそれでは、結局、彼らは社会に出ていって働く、生活するということになりますので、そういうことを知ってもらうため、矯正展ということでやっております。矯正行政の広報、理解を含めて、彼らが社会で生活していくことを広める取組を行っております。

山口刑務所では、今年で30回とちょうど節目となります。10月25日・26日に

やります。場所については、防府市の方でさせていただくということになっております。ですので、出来るだけ広く皆さんに知っていただこうと思っておりますので、ご都合が合いましたら、来ていただくと嬉しく思います。よろしく願いいたします。以上で私の、山口刑務所の再犯防止策についての発表は終わります。

**【事務局】**

どうもありがとうございました。委員の皆様から何かご質問等がありますか。

**【山田委員】**

国の問題意識として、受刑者数が減っていく中で、再犯率というところに目を付けられて、そこで刑務所の新たな役割ということでやられていくということは本当に素晴らしいことだと思いますし、良いことだと思います。そのうえで聞きたいのですが、拘禁刑というのが導入されたということなのですが、我々、拘禁刑がどう導入されるかというのを様子見ていこうと思っているのですが、多少関心を抱いているのが、拘禁刑以前から入っておられる方とか、場合によっては拘禁刑が適用ではない懲役刑、禁固刑で上がってこられる方もおられるのかなと思っているのですが、拘禁刑が導入される中で、従来の懲役、禁固の方々の、それぞれの処遇がそれに応じて何か変化するのか、分けて管理されるのかというのを疑問に感じているところがあって、そこがどうなっているのかというのを一点、教えていただきたいのと、もう一点はですね、再犯防止活動というのは、切れ目なくやるのが重要かなと思っていて、例えば、弁護士会の方での取組として、まさに調整の場なので、あえて取り上げさせてもらいますが、例えば、障がいを持っておられる方とかだったら、こういう支援計画というのを事前に作ってですね、従前から刑務所さんの方で法務局通達などで支援計画を引き継いでいただくというのは、今、行っていると思います。そういうのを引き継いだこと、これが例えば拘禁刑の処遇の方に影響を与えたりとか、何かどういうふうに運用されているのかというのを、差し支えなければ、教えていただけたらいいかなとは思っております。3つ目として、例えば、最近の話で言うと、河合元法務大臣が受刑して出てきた後に、社会となぜ断裂が生じるかという、社会との断裂の問題をすごく言われて、社会と連絡が取れなくなったりとか、コミュニケーションのない人たちが戻ってきて、すぐに立ち直れないのは意味がないかと提起されたと思うのですが、拘禁刑の導入にあたって、従来から中にいる方と外の人との連絡を取ることによっていろいろな制限があったと思うのです。場合によっては、人間関係をリセットしないとイケないから、そこを制限するという合理性がある場合もあるかとは思いますが、人によっては、社会との関わりを積極的に自主的に作っていくということが再犯防止のためには重要なことではあるかなとは思っているので、その外との関わりということで、拘禁刑導入について、何か変わっていくことがあるのかなということがあれば教えていただきたいと思っております。

**【大石委員】**

まず一つ目ですが、拘禁刑以前の懲役受刑者は、結論で言うと懲役受刑者のままです。身分は変わりません。拘禁刑受刑者というのは、6月以降の犯罪に適用されるものなので、全国ですとぼつぼつと出てきているみたいですが、山口刑務所ではまだ拘禁刑受刑者という人は純粋にはいません。処遇が変わる、作業でいうと、懲役受刑者の人は法的義務があります。ではそのまま、処遇をするかという、そうではなく、さっき言った区分方法、これは6月1日より前に、先行で、その人たちは従前から作業をしておりますので、能力を見て、さっきの作業区分はどれなのか、今から別にしますみたいな形ではなくて、要は6月1日に拘禁刑の処遇方法の方に乗れるように調整をしておりますので、そういう形でやってお

ります。あとは、矯正処遇課程において、符号をつけておりますので、6月1日には、拘禁刑の器に乗れるという状態で、処遇が開始されておりますので、今のところ不都合はないです。ただ、ちょっとこれは余談ですが、要はその間に移送を、先ほどの刑務所間で移送をするのですが、基準は6月1日前の基準で作ったもので、移送するといった後で、拘禁刑になっているので、基準が変わっているので、合わないということがあるので、そういった調査をして、そのミスマッチを6月1日以降はその時に判断するので、ミスマッチは生じないのかなというところで、拘禁刑以前の方は器を変えると。そのようなことを今やっているというところでは、次の更生支援計画については、従前からですが、処遇調査といって、刑が確定した後に、どこの刑務所に収容した方がいいのか、効率的に処遇できるのかということを判断するとき、多くはその審議官が面接とかそういった資料等を通じて、その人の処遇施設とか、その人にとっての矯正指標の目標というのを3つ設定しています。その人がこれをした方が再犯防止できる確率が上がるよという使い方の報告がありますので、そういった処遇の目標を作るときに、更生支援計画等もあればそれを参考にさせていただいて、内部的な状況というのが、多くはほとんど本人の供述というのがありますが、それよりも客観的な専門職の方によって作られた、既製の資料の方が信ぴょう性というか、高い精度がありますので、活用させていただいております。3つ目の社会との断絶ということで、先ほど申し上げたとおり、やはり刑務所というのは、一律というのが今まで多くありました。ですので、そこでそぐわない人というのは、例えば一般的には刑務所ではなく工場で集団生活をする人はイメージがつきますが、そういったところからもこぼれ落ちる人はいます。集団生活ができない、みんなに合わせるができない、合わせようとしないとかですね、そういう人はいますので、そういった処遇の、社会の断絶ですね、というところでは、社会全般にありますけれども、外の世界でいうと、まずは、やっぱり今までも、自由権の失効でありますので、行動の自由とか、職業の選択の自由とか、そういうものが全部制限されていますけども、その中で必要だよということ、外部交通の規定があります。なので、外部交通があるのですかと聞かれるのですが、これは要するにその人にとって、再犯防止に資するというのもあるし、彼のモチベーションになる、例えば家族がいれば、家族との交流がやはり自分が早く帰りたいとか、次はないようにしようとか、そういうことを考える、断絶されている中で、そういうものを、感じることによって、自分の大切なものを、再発見していくということもありますので、そういうことで、外部交通が保証されております。中には、覚せい剤ですね、覚せい剤仲間と交流を持つと、これは法律上の制限の規定ですが、そのものの強制処分に支障をきたすということ、あとは、刑務所の何階の〇〇室に入らないよということであれば、刑務室に入らないよというのは制限し、一定の保証はあったのですが、作業については、そういうふうに、一律でやっていたのですが、そうすると、結局再犯率が上がるか、さっき言った能力が下がっていく、社会的なよく言う言葉で、刑務所、自由はないけど不自由はない、というのがあります。要は困らないですね。生活、ごはんは絶対出るし、寝床はあるし、クーラーも最近はつけておりますので、そういうふうに快適性も上がっていると思います。そうすると指示待ち人間になったり、金銭管理ですね、お金をまったく使わない状況になりますので、刑務所の処遇調査を紐解くと、やはり、金銭管理ができていない人が非常に多いです。やっぱり受刑者、刑務所もそうですが、そういった面では、今、そういった働きかけをしていますので、断絶をできるだけしないように、今、まさに拘禁刑で始めているという状況になります。断絶という言葉、断絶とは何かというと、それが本当に彼らのためになるのかということ、ただ自由権の失効というのが本来的にはあるので、その挟間をどこに持っていくのか、刑務所の中でも議論になっておりますので、いろいろ試行錯誤でやっている状況に

(2)山口県就労支援事業者機構  
理事 篠原 秀樹

なります。

【事務局】

ありがとうございました。

続きまして、山口県就労支援事業者機構 理事の篠原秀樹様に再犯防止に関する取組事例のご講話をいただきます。

【篠原委員】

まず、就労支援事業者機構の設立についてご説明します。この機構につきましては、平成20年、設立当時の会長の音頭で、全国機構を設立しました。その後、全国の各県に、事業者機構を設立し、当機構も、平成22年2月に、県内の経済界の協力を得まして、過ちを犯した人たちの就労支援ということで、山口県就労支援事業者機構を設立しました。

近年、先ほども各団体から説明がありました。犯罪の件数は減少傾向にあるものの、再犯率は最近では50%を占めている、ということで、中でも再犯された方の7割以上が無職の状態であるという状態です。再犯防止をするためには、対象者が就職の機会を経て、経済的に自立することが極めて重要です。すでに罪を犯した人や非行した少年たちが対象であり、この改善、更生を図ることにより、再犯を防止することができることから、対象者等の再犯防止が一段の改善に効果があると考えられております。この機構の設立に至りました、再犯防止についての根拠、資料にありますように、これは市の示した第二次再犯防止推進計画の中で、重点項目の中に就労支援、先ほどから皆さんの話の中にも出ています犯罪者や非行少年が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を与え、経済的に自立させる、これが重要であるということから、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪等に陥ることを防止することを目的に行います。犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、それらの公共の福祉の推進に寄与することを目的としております。当機構の初代会長は、亡くなられましたが、設立時に、経済界の皆様、就労なくして更生なし、という呼びかけをして、現在もその言葉をモットーに私ども就労支援事業者機構のスタッフは活動を続けてまいっております。

現在の協力雇用主の現状ですが、再犯や再非行を防止するためには、協力雇用主の方々への支援が不可欠です。現在、山口県では、約240の会員の方がおられますが、実際に、雇用していただける事業者さんは約1割程度です。しかも、その中でも業種別に分けますと、建設業、製造業が全体の8割を占めております。今後あらゆる業種、職種の協力雇用主に加わっていただき、支援を求めたいと考えております。

次に、当機構の事業につきまして、先ほどお配りをしました、協力雇用主を募集していますという資料の中にありますように、就労奨励金制度というのがあります。就労・職場定着奨励金、就労継続支援金、身元保証制度、トライアル雇用制度、職場体験、事業所見学会等により、それぞれの観察所の協力雇用主に登録をされた方、いただいた方たちに対して、奨励金を配布している状況です。

特に、山口県就労支援事業者機構独自の支援事業としまして、お手元にあります、再犯のない社会へ。という資料にも書かれておりますが、実は、私は当機構に加わったのは令和2年4月です。第一次山口市再犯防止推進計画が策定された年です。しかし、この時ちょうどコロナの蔓延と重なりまして、協力雇用主の方々の研修視察がまったくできなくなり、執行できなかった予算を少しずつ蓄えて、協力雇用主さんの方々に還元するということを考えて、独自の助成金制度を設けました。一つは助成金制度、これについては、山口保護観察所が行っております。先ほど説明しましたように、就労・職場定着支援金、就労継続奨励金、それ

と身元保証制度とは別に、雇用時に出所者、少年院からの出所者等を雇っていただいたということで、予算の範囲内で、採用時に1万円、職場定着支援として雇用経過6か月、1年を過ぎると各1万円を助成しております。というのは、これはやはりそれなりの方々を雇っていただいたというお礼の意味もあります。なぜかといいますと、仕事についても、明るく日には仕事に出てこない、寮を出たり飛んでいったという子どもたちがいて、3か月でも続けるのは、並大抵の力ではありません。そうした方を雇っていただいた協力雇用主さんに、そういうようなことで、少しでも還元できるようにということで、この制度を作りました。

次に、見舞金制度ですが、ある事業者さんから私が直接受けたのですが、雇った出所者が現場でダンプをぶつけてかなりの損害を与えたという事案がありまして、何とかならないかということで、私は、保護観察所が行っております身元保証制度、これについては、期限が採用時1年未満ということで、これにもかきません。従って、私の知り合いの弁護士さんと保険代理店の方々を相談しまして、やはり個人的な補償での商品化はできないということで、これについては断念し、そこで保証期間を過ぎても、器具の損害となる、そういうふうなことで、少しでも皆さんのお役に立てればということで、先ほど言いましたように、コロナ時の予算、余った分を積み立てておりまして、わずかな貯えができましたので、我が機構独自に見舞金制度を立ち上げました。これも予算が限られてまして、損害50万円までの損害については3万円、50万から100万までの損害については5万円、100万以上の損害については、7万円、というふうに観察所との協議を重ねまして、その程度だったらある程度の見舞金になるだろうということで、立ち上げました。先ほど言いましたように、車の修理代、これは数十万円かかりました。それプラスその人がまた責任を感じて、夜逃げをしたのです。そういうふうなことで、やはり夜逃げをしても、アパートの家賃、それまでに溜まっていた家賃の補填ということで使わせていただいて、協力雇用主さんからも感謝されております。今までにも、こういうことが年間数件ありますが、助成金制度、並びに見舞金制度は今も続いております。予算に限りはありますが、30万から50万というわずかなお金ですが、それを効果的に運用しております。

それと、私が最初、令和2年4月から就労支援に関わりまして、2年間、1人で、県下全域の就労支援、山口には更生保護施設ひまわり寮、それから下関に更生保護施設たちばな荘というのがあります。それ以外に宇部、柳井、岩国等の就労支援を依頼された者たち、これについて、1年目に40件、2年目は保護司さんからの依頼もあり、45件の実績を積んで報告をしましたところ、令和4年7月には、当機構の就労支援が評価されまして、国からの委託事業を受託しました。下関には、同じような更生保護施設、そして山口には、先ほど言いましたように、ひまわり寮がありまして、支援員も足りなくなり、現在、県下で東部に1名、中部に支援員2名、事務局長1名、西部に1名の支援員を配置して、現在事務局長以下5名で就労支援を行っております。これにつきましても、やはり特定の事業所だけではかきません。就労支援はやはり関係機関との連携、山口保護観察所、ハローワーク、矯正施設の山口刑務所、美祢社会復帰促進センター、岩国刑務所、先ほど言いましたように、更生保護施設、これらと連携をして、今後とも進めていきたいと考えております。

そこで、この方たちの就労支援をして、1つ成功例をお話をしたいと思います。実はここ、会議で出席をされております皆様、これは現在会議が行われている山口市役所の新築工事に、当機構の協力雇用主さんが加わりまして、そしてそこで就労支援をお願いしました。出所者の方が働いて、最後に今年完成しました。それが終わりましたといって、私のところへ喜んで電話をしてくれました。協力雇用主さんと話をしてこの子はもう大丈夫だなという話になりました。実はこういうふうに皆さん工事現場、解体現場などありますが、そういうところでしっかり土木建

	<p>築の仕事で、雇っていただいております。この子たち、高齢者もおりますが、その方たちがやはり、満足がいく、最初に言いましたように、就労なくして更生なし、やはり仕事をしていけば、悪いこともできないだろうと、そういう方もいますが、そういうふうなことで、ここの工事に関わった男の子ですが、これについては、もう大丈夫だろうと、時々電話もしてきます。そういうふうになったのは数例ですが、こういうふうなことで、就労支援、いかに大事かと改めて考えております。従って、今、更生の道を歩んでおります出所者、並びにほかの出所者についても、更生に向けて、就労支援を続けていき、また私たちがそれに関わって、援助していければということで、またこの出所者を採用していただきました、協力雇用主さん、この方々にも感謝をしております。</p> <p>以上で、機構の説明を終わります。皆さんの中で、お知り合いの方、利用者、そのような方がおられましたら、機構の方へ一報いただければと思います。協力雇用主さんになっていただいて、またそういうふうな出所者、少年院から出た者、同じように就労に関わって、更生への道へ、助けていければなど考えております。以上で、説明を終わります。</p> <p><b>【事務局】</b></p> <p>ありがとうございました。それでは、お礼の意味を込めまして、もう一度篠原様に拍手をお願いいたします。</p> <p>本日の予定はすべて終了いたしました。</p> <p>長時間にわたり御審議をいただき、誠にありがとうございました。本日の会議を契機といたしまして、皆様とともに再犯防止に関する取組を進めることで、本市が目指します「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現」に向けた歩みを進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくをお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして「令和7年度 第1回山口市再犯防止推進協議会」を終了いたします。誠にありがとうございました。</p>
会議資料	<p><u>会議資料</u></p> <p><u>資料1</u>会議次第</p> <p><u>資料2</u>席次表</p> <p><u>資料3</u>山口市再犯防止推進協議会委員名簿</p> <p><u>資料4</u>山口市再犯防止推進協議会設置要綱</p> <p><u>資料5</u>山口市再犯防止推進計画について</p> <p><u>資料6</u>再犯防止を推進しています</p> <p><u>資料7</u>罪に問われた人の社会的包摂を考える特別講演会について</p> <p><u>資料8</u>第二次山口市再犯防止推進計画</p> <p><u>当日配布資料1</u>山口刑務所講話資料</p> <p><u>当日配布資料2</u>山口県就労支援事業者機構講話資料</p>
問い合わせ先	<p>健康福祉部 地域福祉課 地域福祉担当</p> <p>(TEL)083-934-2790 (FAX)083-934-5087</p> <p>(E-mail)t-fukushi@city.yamaguchi.lg.jp</p>